

事前点検シート

計画主体名	栃木県那須塩原市、栃木県	
計画期間 実施期間	平成20年度～平成24年度 平成20年度～平成24年度	総事業費(交付金) 334,000千円(167,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		那須塩原農業振興地域整備計画等と連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		関係農業者の要望を基に事業計画化
事業の推進体制は確立されているか		各地区の推進委員・区長、市で連携を図りながら事業の推進が図られている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		基盤整備を促進することにより営農条件が改善されて、農業従事者の意欲が向上して定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		基盤整備事業完了が平成24年度のため、計画期間5年(平成20年～平成24年)、実施期間5年(平成20年～平成24年)は妥当である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付率1/2、交付限度額の範囲にある。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新たに施設整備して地域活性化を図るものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		コンクリート水路:耐用年数40年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		投資効率1.01
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		実施要綱第3及び実施要領別表(1)生産基盤及び施設の整備、要件類別7による。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業内容が基盤整備であり目的外に使用されることはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		最も有効な位置に計画して必要最小限の規模としている。
建設・整備コストの低減に努めているか		水路の法面は土羽としている。また、再生材(RC材)を利用する計画でありコストの低減を行う。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるが、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		優良農地が集積されており、基盤整備が不可欠。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		買収予定箇所の土地所有者等へは、地元説明会・地元自治会長等を通じて事前に協議し同意を得ている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		事業実施主体である那須塩原市の平成19年度12月議会において予算を含め事業計画が議決されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		日常的な維持管理については地元が管理、補修等を市が実施するという維持管理協定を地元と締結予定。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。